西貝塚環境センター

基幹的設備改良・整備運営事業

募集要項に関する巻末様式

令和4年9月30日

上尾市

# 【巻末第1号様式　現地見学会参加申込書】

令和　　年　　月　　日

（宛先）上尾市長

**現地見学会参加申込書**

西貝塚環境センター（上野ストックヤードを含む）現地見学会への参加について，下記のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  | | |
| 所在地 |  | | |
| 担当者名 |  | | |
| 電話 |  | | |
| ＦＡＸ |  | | |
| e-mailアドレス |  | | |
| 見学希望日  見学を希望する日，時間帯を記入して下さい。  時間帯は，午前・午後の両方を選択することも可能です。 |  | 日　　付 | 時間帯（○をつけて下さい） |
| 第１  希望日 | 月　　日（　　） | 1.午前（9～正午）  2.午後（1～4時） |
| 第２  希望日 | 月　　日（　　） | 1.午前（9～正午）  2.午後（1～4時） |
| 第３  希望日 | 月　　日（　　） | 1.午前（9～正午）  2.午後（1～4時） |
| 希望人数 | 名（最大6名まで） | | |

※1：最も早い希望日の3営業日前午後3時までに，西貝塚環境センター宛に，電子メールにより提出してください。

※2：申込書提出後，西貝塚環境センターまで電話にて必ず着信の確認を行って下さい。

※3：現地見学会は1者毎に実施します。現地見学会参加希望者に対する現地見学会実施日の回答は，市より本様式記載の担当者宛に行います。

# 【巻末第2号様式　閲覧用参考資料閲覧申込書】

令和　　年　　月　　日

（宛先）上尾市長

**閲覧用参考資料閲覧申込書**

西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業参考資料の閲覧について，下記のとおり申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  | | |
| 所在地 |  | | |
| 担当者名 |  | | |
| 電話 |  | | |
| ＦＡＸ |  | | |
| e-mailアドレス |  | | |
| 閲覧希望日  閲覧を希望する日，時間帯を記入して下さい。  時間帯は，午前・午後の両方を選択することも可能です。 |  | 日　　付 | 時間帯（○をつけて下さい） |
| 第１  希望日 | 月　　日（　　） | 1.午前（9～正午）  2.午後（1～4時） |
| 第２  希望日 | 月　　日（　　） | 1.午前（9～正午）  2.午後（1～4時） |
| 第３  希望日 | 月　　日（　　） | 1.午前（9～正午）  2.午後（1～4時） |
| 希望人数 | 名（最大6名まで） | | |

※1：最も早い希望日の3営業日前午後3時までに，西貝塚環境センター宛に電子メールにより提出してください。

※2：申込書提出後，西貝塚環境センターまで電話にて必ず着信の確認を行って下さい。

※3：閲覧用参考資料閲覧希望者に対する閲覧日の回答は，市より本様式記載の担当者宛に行います。

# 【巻末第3号様式　誓約書】

令和　　年　　月　　日

（宛先）上尾市長

　　　　　　　　　　　　　　 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

誓約書

西貝塚環境センター（以下「本施設」という。）に関し，市が企図する西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定のための公募型プロポーザル（以下「本公募」という。）に参加するにあたり，当社は，本公募にあたり市から開示される図面，文書その他一切の書類，データその他の情報の一切（以下「本施設情報」という。）並びに本施設情報に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権，著作権，営業秘密その他条約，法令等に基づき又は自然権として保護される第三者の一切の権利（以下「特許権等」という。）に関し，次の各条の定めるところに従うことを誓約し，その証として本誓約書を差し入れます。

（秘密保持）

第１条　当社は，市の事前の書面の同意なしに，本施設情報を第三者に開示せず，本公募，本事業その他本施設に関して自ら利用し又は第三者（開示について市の事前の書面の同意を得た第三者に限ります。）をして利用させる目的以外の目的で利用せず，特許権等を侵害しません。

２　当社は，市の事前の書面の同意なしに，本公募，本事業その他本施設に関して自ら利用し又は第三者（開示について市の事前の書面の同意を得た第三者に限ります。）をして利用させる目的以外の目的で本施設情報の全部又は一部を複製せず，特許権等を無断で利用しません。

３　当社は，本公募に参加しないことを決定した場合，本公募を落札できなかった場合又は市の請求があった場合，本施設情報及び特許権等の関連情報並びにそれらの複製物の一切を返還し，又は市の指示に従って破棄します。

４　前各項のいずれかに違反したことに起因して，市又は特許権等の権利者その他の第三者に何らかの損害，損失，費用等が生じた場合，その一切を補償し，市又は特許権等の権利者その他の第三者に損害，損失，費用等を被らせません。

（施設視察）

第２条　市が，本公募において実施する本施設の視察に参加するにあたり，本施設内において，市及び市が指定する第三者の本施設内の安全管理を目的とした指示及び安全管理基準に従います。

２　前項の定めるところに従ったことに起因して，当社に何らかの損害，損失，費用等が生じたとしても，市又は市が指定する第三者に損害賠償，損失補償その他如何なる責任追及もいたしません。ただし，市又は市が指定する第三者に故意又は重大な過失がある場合には，この限りではなく，かかる責任追及について事前に協議を申し入れることがありますので，誠実にご対応ください。

（特定部品等調達の検討）

第３条　当社は，本公募において市がリスト化して特定した物品等（以下「特定部品等」という。）について，本公募に参加するあたり，市が指定する業者から調達するか又はこれを使用する業務等の実施については市が指定する業者に下請負させることを視野に入れて検討します。

（検討の通知）

第４条　当社は，前条の検討において，(i)特定部品等が次のいずれかに該当する場合その他特定部品等と代替可能な部品，施工方法等がある場合（当社が特許権等を有する部品その他の材料又は本事業の実施のための施工方法等により代替可能であると認める場合を含むが，それに限られない。），(ii)特定部品等が自己又は第三者の特許権等を侵害するおそれがあるものと認識した場合，(iii)その他本事業における特定部品等の使用上の懸念その他市に通知すべきと認めた事由がある場合には，その旨速やかに市に書面で通知します。

①　市が指定する業者からの調達が不可欠でない部品

②　本施設独自の製品でないか又は市が指定する業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高いとはいえない部品

（協議）

第５条　(i)前項の定めるところに従ってなされた通知事項に係る市からの照会があるとき，(ii)本誓約書に定める当社の誓約に違反があるか又はそのおそれがある場合として，これを確認するべく市から請求があるとき，(iii)その他市の別段の照会があるときには，当社は，市からの質疑に応当し，合理的に要請される資料の提供その他必要な協力を行うとともに，市又は市の指定する第三者との協議に誠実に応じます。

（管轄裁判所）

第６条　本誓約書に関する訴訟その他の紛争については，第一審の専属的合意管轄裁判所を市の事務所の所在地を管轄する地方裁判所とすることに同意します。

以　上